

30 鉱火第7号

平成30年7月14日

産業保安監督部長・支部長・所長 殿
都道府県火薬類担当部局長 殿
指定都市火薬類担当部局長 殿

経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官

火薬類の管理の徹底について（注意喚起）

本年7月13日に、大雨に伴う災害廃棄物の集積場として利用されている岐阜県関市のグラウンドで、「成分の一部が溶け出したダイナマイト」と「雷管が付いた導火線」が運搬箱の中に入った状態で発見されました。

本来であれば、火薬類取締法に基づき、製造、貯蔵、消費及び破棄等の各段階において適切な管理が求められるところ、このような事態が発生したことは、極めて遺憾であります。

つきましては、火薬類の種類によっては、衝撃により爆発する危険性もあるため、貴県（貴市）におかれては、被災地域におけるダイナマイト等の爆発の危険性のある火薬類を取り扱う事業者に対し、火薬類の保管状況を再確認させるとともに、災害等で火薬類を喪失した場合は速やかに警察に通報するよう注意喚起をお願いいたします。

また、併せて、復旧作業に取り組まれている住民やボランティアに対しても、災害廃棄物中にダイナマイト等の爆発の危険性のある火薬類を発見した場合は、みだりに触れたり移動させたりせず、速やかに警察に通報するよう、注意喚起をお願いいたします。